

市の事業と補助金等について



《今回の評価対象の考え方》

- ・ 今回の評価の対象は、市単独補助金（上乗せ分含む）及び助成金とする。
- ・ 交付金は評価対象から除く。ただし、青年館等修繕費交付金については、集会所修繕補助金と類似するため対象とする。
- ・ 市の総合計画（第2次基本計画 期間 平成28年度～平成32年度まで）において、重点施策に位置付けられているものは評価対象から除く。ただし、任意団体への補助については、評価対象とする。
- ・ 平成30年度新規の補助金等及び平成30年度で廃止が予定されているものは評価対象から除く。